

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第2回朝霞市都市計画審議会	
開催日時	令和7年7月8日（火）午後2時00分から午後4時00分まで	
開催場所	朝霞市民会館（ゆめばれす） 会議室（201）	
出席者の職・氏名	委員11名 須永会長、大橋委員、田中委員、六平委員、兼本委員、田原委員、 外山委員、駒牧委員、田辺委員、高橋（邦）委員、寺川委員 臨時委員7名 大貫委員、鈴木委員、葭原委員、神谷委員、森部委員、松尾委員、 小嶋委員 事務局15名 松岡都市建設部長、村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課 長、塩味都市建設部次長兼開発建築課長、松下みどり公園課長、深澤 道路整備課長、持田まちづくり推進課主幹兼課長補佐、中村道路整備 課課長補佐、石崎政策企画課政策企画係長、村岡まちづくり推進課都 市計画係長、戸塚まちづくり推進課都市計画係主査、間淵みどり公園 課みどり公園係主査、宮下まちづくり推進課都市計画係主任、相澤道 路整備課用地係主任、伊藤みどり公園課みどり公園係主事、大里まち づくり推進課都市計画係主事	
欠席者の職・氏名	欠席委員4名 前田委員、高橋（隆）委員、松村委員、渡辺委員	
議題	1 議題 ・議案第1号 朝霞都市計画マスタープランの策定について ・議案第2号 朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について ・議案第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定） 2 その他（報告事項） ・報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について （経過報告）	
会議資料	・令和7年度第2回朝霞市都市計画審議会 次第 ・議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について 資料1 地域別構想の検討 資料2 まちづくりサロン（地域別）開催報告 参考資料1 朝霞市都市計画マスタープラン策定スケジュール 参考資料2 あさかまちづくりサロン（地域別）開催報告【詳細 版】 参考資料3 地域別カルテ ・議案第2号 朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について ・議案第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定） ・報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について （経過報告）	
会議録の作成方針	■電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こ した場合の当該電磁的記録の保 存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	2人	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

皆様、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回朝霞市都市計画審議会を開催します。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

議事録作成のため、発言の際にはマイクをオンにしてから御発言いただきますよう、よろしくお願いします。

また本日、朝霞市都市計画マスタープランの策定について審議する際に、臨時委員の皆様にも御参加いただきますので、御報告させていただきます。

なお、臨時委員の皆様におかれましては、御審議いただく議題は、議案第1号となります。議案第1号の審議が終わりましたら、席の移動をお願いいたします。

今回の出席委員でございますが、臨時委員を含めた総数22人中18人、臨時委員を除いた総数14人中11人でございますので、共に朝霞市都市計画審議会条例第6条に定める開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

前田委員、松村委員、農業委員会高橋委員、渡辺委員におかれましては、本日、所用のため御欠席の御連絡を事前に頂いておりますので、御報告させていただきます。

傍聴者につきましては、会長に報告した上で、事前に入室していただいております。

それでは、審議会の開会に当たりまして、都市建設部長松岡から御挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・松岡都市建設部長

皆さん、こんにちは。朝霞市都市建設部長の松岡でございます。

本日は御多用の中、また大変お暑い中、令和7年度第2回朝霞市都市計画審議会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より都市計画行政に御理解と御協力賜っておりますことを重ねて御礼申し上げたいと思います。

本日の議題でございますが、議案が3件と報告事項が1件でございます。

議案第1号は、「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、臨時委員の皆様の御参加の下、地域別サロンの開催の報告と地域別構想の進め方について御説明をさせていただきます。

議案第２号は、「朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について」、議案第３号は、「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」について御説明をさせていただきます。

また、報告事項は、「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」の１件の御報告をさせていただきます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様の慎重なる御審議と議事の円滑な進行に御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

都市計画審議会条例第５条に基づき、会議の進行は会長が行うこととされています。

つきましては、審議会の進行を須永会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○須永会長

ありがとうございます。

皆様、改めましてこんにちは。

お暑い中、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。先ほどちょっと見ていたら、今日の気温も３５度を超えているということですね、お越しになる際には大変だったのかなというふうに思います。

座って進行の方をさせていただきます。

今日、予定の時間は３時間ということで承っておりますけれども、必要な議論をしっかりと、それから効率的に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、本日の会議資料の確認を事務局の方からお願いいたします。

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

本日の会議資料について、確認させていただきます。

あらかじめ送付させていただきました資料が、審議会次第、１枚。議案資料といたしまして、「議案第１号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について」「議案第２号 朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について」「議案第３号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」「報告事項第１号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」。

また、本日、お手元にお配りいたしました資料として、「議案第１号 参考資料２ 北部地域」の差し替え、「参考資料３ 地域カルテ」の差し替えになります。両資料とも誤植の修正になります。

なお、臨時委員の皆様には、議案第１号に関する資料のみ配付させていただいております。

おそろいでしょうか。

確認は、以上です。

○須永会長

ありがとうございました。

◎3 議題 議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について

○須永会長

それでは、御案内いただきました次第に従いまして、会議の方を進めてまいりたいと思います。

本日の議案は、三つございます。まず一つ目、議案第1号「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、事務局の方から御説明をお願いいたします。

村岡係長、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、説明させていただきます。

本日は、地域別構想とはということと、地域別サロンの報告について御説明させていただきます。

早速ですが、資料1の1をお開きいただきまして、下半分の2ページ目を御覧ください。

まず、地域別構想の基本といたしまして、地域別構想は、全体構想における将来像及び各テーマの方針・取組を基に、市内五つの地域における地域づくりの目標（将来像）と地域における具体的な取組である地域づくりの基本方針を整理したものとなります。

下の図を御覧ください。

地域別構想は、全体構想を基に、地域の現況分析や、サロンやアンケートでの地域の方の御意見を十分に考慮して作成し、また、地域別方針を踏まえて全体構想を調整してまいります。

次に、資料裏側をお開きください。

上半分の3ページ目を御覧いただければと思いますが、

「地域別構想の構成（案）」、目次のようなイメージとなりますが、始めに地域区分の設定、それから各地域の記載に移ってまいります。

各地域の中身といたしまして、「地域の概要」「地域に関する評価」「地域づくりの目標」「地域づくりの基本方針」という構成を考えております。

基本方針では、テーマごとに取組を位置付けますが、その際、市全体で取り組むものは全体構想に任せることとさせていただきまして、地域での具体的な取組を整理したいと考えております。

次に、4ページを御覧いただければと思います。

地域別構想をより丁寧に決定していくため、元の予定から1回分、審議会を追加させていただきたいと考えております。各回までの議題の予定ですが、8月の第9回審議会では、内間木地域、北

部地域、西部地域の検討。10月の第10回審議会では、東部地域、南部地域の検討と全体構想への反映方針。12月の第11回審議会では、地域別構想（案）のまとめと、全体構想のまとめ（市民コメント案）をお示ししたいと考えております。

なお、今後、資料や説明のボリュームを考慮しまして、場合によっては、第9回で他地域の議論、第10回で3地域の議論をさせていただくなど、若干、議題を変更させていただく可能性もあることを御了承いただきたいと思います。

次に、参考資料2を御覧ください。

6月7日に、全4回のまちづくりサロンを終えましたので、開催報告をさせていただきます。

まちづくりサロンの開催目的は、地域別構想に市民の御意見を反映させることはもちろんですが、参加いただいた方のまちづくり活動の機運を高めることや、参加いただいた方に何か気付きを得ていただければという目的で実施いたしました。

資料を1ページおめくりいただき、内間木地域の第1回サロンのまとめを御覧ください。

内間木地域を例に、4回分のサロンの流れを御説明させていただきたいと思います。

第1回のサロンでは、「地域の良いところと改善したいところを話し合おう」をテーマといたしまして、設問ボードを使って、地域の特徴や五つのテーマごとに質問に答えていただく形で、御意見を伺いました。設問は、テーマごとに設定いたしまして、基本的には、各地域同じ方向性の設問を御用意いたしましたが、一部地域の特性に合わせて質問をさせていただきました。

内間木地域では、地域のキーワードとして、254号バイパスや水害の話、自然が豊かななどが挙げられました。また、水害によって孤立する可能性があるといった議論や、254号バイパス沿道の土地利用について、周辺の整備や商店の立地による利便性の向上についての議論がありました。

次のページの第2回サロンを御覧ください。

第2回サロンでは、「地域づくりの目標を設定しよう」をテーマとし、第1回でお伺いした御意見などを右側の写真のように、良いところについては魅力を維持するもの、魅力を高めるもの。課題につきましては、計画的に対応すべきもの、早急に対応すべきものにマッピングをしていただきまして、それを参考に、「まちづくりの5か条」として、五つのテーマごとに将来への思いを設定していただきました。

内間木地域では、「まちづくりの5か条」として、内間木公園の再整備や254号バイパス沿道の活用、歩道の安全確保などを挙げていただきました。印象的だったのは、暮らしのテーマの中で、後継者不足や地元を離れる方が多いという御意見があったことで、そこから冠水や浸水対策を前提に、住み続けたくなるまち、戻ってきたくなるまちにしたいという議論がありました。

次の第3回のページを御覧ください。

第3回のサロンでは、「みんなで議題を決めて話し合おう」をテーマとし、地域ごとに特に話し合いたい議題を設定していただき、議題についての問題、それに対する取組内容と役割分担について話し合っていました。

内間木地域につきましては、重点課題として、「歩行者の安全を確保する」「公共交通の利便性の向上」を設定いただき、議論いただきました。

歩行者の安全確保では、スピードを出して通行する車両が多いことから、行政ができる取組として、カラー舗装やハンプによる車両が減速する工夫をすることや、住民ができる取組として、町内会から運送会社に徐行のお願いをするといった議論がありました。

次に、第4回のページを御覧ください。

第4回のサロンでは、「私たちからの提案」をテーマとし、第3回での議論をベースに、これまでのサロンの内容を踏まえまして、「私たちからの提案」として、実施したい取組の提案と、地域別方針図を使って具体的な取組を自由に提案いただきました。

内間木地域では、真ん中の黄色がかっているところになりますが、「私たちからの提案」として、「住民が地域の事業者とコミュニケーションをとる！」「住民から市に対して、地域が抱えている具体的な課題・意見を共有する。」という二つの提案をいただきました。

また、ページ右側の「方針図の提案」につきましても、内間木公園の整備や254号バイパス沿道開発に加えて、川の活用や、荒川沿道のウォーキングエリアの整備などを図示していただきました。

以上のとおり、地域ごとに全4回のサロンを実施いたしまして、参加者のアンケートでは、朝霞市全体のつながりを考えるきっかけとなったという御意見や、地域全体で協力してより良いまちにしていきたいという御意見を頂きました。

それでは、資料2に移りまして、1枚おめくりいただきまして、北部地域のまとめを御覧いただければと思います。

資料2につきましては、各地域の全4回の議論を1ページにまとめさせていただいておりますので、残りの4地域につきましては、かいつまみながら御報告させていただきたいと思います。

北部地域は、キーワードとして地域の真ん中にある朝霞浄水場や、住宅が密集していることなどを挙げていただきました。

「まちづくりの5か条」としまして、買い物の選択肢やバリアフリーなどの観点から、「選択肢が多いインクルーシブなまち」や、生活の中で「目に見えるみどりが多いまち」などを設定いただきました。

重点課題としまして、「快適で安全・安心な道路」「みどり」を活かしたにぎわいづくり」「浄水

場との共存」を設定いただき、議論いただきました。

「方針図の提案」につきましては、無機質なＪＲ沿線にみどりのカーテンをつくることや、宮戸橋通りの交通安全対策、市民に愛着を持ってもらうための駅周辺でのエンジンのＰＲ、大学等との連携などを図示していただきました。

次に、１枚おめくりいただいて、東部地域のまとめを御覧ください。

東部地域につきましては、キーワードとして、静かな住宅街やカインズがあること、道路が狭いなどが挙げられました。

「まちづくりの５か条」としまして、居住環境を維持しながら駅周辺やバイパス周辺での「メリハリを付けたにぎわいの創出」や、「農地や斜面林などの地域資源の維持・活用」を設定いただきました。

重点課題としましては、５か条でも設定していただきました「誰もが移動しやすい環境の創出に向けて」と、「農地や斜面林等の地域資源の維持・活用」を設定いただき、議論していただきました。

「方針図の提案」では、北部地域と同様に、大学や病院等との連携や、自然を守りながらバイパスのポテンシャルを生かすこと、駅周辺での既存ストックを活用した都市機能の充実と、歩いて楽しい空間の創出などを図示していただきました。

次に、西部地域を御覧ください。

西部地域では、キーワードとしまして、建物が密集している場所があることや、ホンダがあること、公園といったキーワードを挙げていただきました。

「まちづくりの５か条」としまして、市民が集まる場所が少ないことから、複合的なコミュニティスペースが必要であるということや、様々な需要に応えられる、「バスだけでない移動手段の多様化」などを設定いただきました。

重点課題としましては、「コミュニティ」と「交通」に絞って御議論いただきました。

「方針図の提案」としましては、空き店舗や空き家などの既存ストックの活用や、交通手段の面でホンダとの連携などを図示していただきました。

最後に、南部地域を御覧ください。

南部地域は、キーワードとして、子供が多い、公共的な意味での朝霞市の中心、基地跡地などを挙げていただきました。

「まちづくりの５か条」としましては、ファミリー世帯が暮らしやすい一方、坂が多いので高齢者にはなかなか暮らしにくくなっているといった議論から、「子どもから高齢者、障がい者も安心して暮らせる環境づくり」や、「高齢化に対応した持続可能な移動手段の確保」、また、「歴史や地形を

公民で活かして朝霞を楽しむ」などを設定していただきました。

南部地域では、重点課題としまして、「これからの南部地域のつながり・集いの場のあり方」に絞って設定し、議論いただきました。

方針図としては、「つながりを生む場」「チャレンジできる場」を作っていくためにという視点で検討いただきまして、膝折の坂に休憩場所を作ることや、朝霞駅南口商店街の歩行者天国化などを図示していただきました。

サロンの報告は、以上となります。

初めに説明させていただいたとおりですが、参考資料として、本日お配りさせていただいた地域カルテなどの現況分析や、地域別サロンで頂いた御意見、アンケートの結果などを踏まえまして、次回から地域別構想の中身について検討を進めていきたいと考えております。

説明は、以上です。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

ただいま、議案第1号に関する資料の御説明が終了しましたのでこれから審議の方に入ってまいりたいと思います。

今、説明した内容につきまして、何か御意見、御質問などございますでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木臨時委員

要望になるのですが、これ多分、資料2は、最終的なマスタープランの資料に添付されるようになるんだというふうに認識しているのですが、その前提でお話すると、もう少し見やすくしてほしい。読んで引っ掛かったところがあったんですね。例えば、地域のところが、「WS①②③④」と書いてあるのですが、これ最初、私引っ掛かったんですよ。よくよく見たら、これは第1回、第2回、第3回、というようなことなものですから、これはちょっと、検討していただきたいと。資料が引っ掛かって、理解がおろそかになるのはちょっと本末転倒なものですから、お願いいたします。

それから同じく資料2で、方針図というのが、多分これ、最後皆さんが見ることになるのかなと。各地域ごとにこんな課題があって、これをこんなふうに進めて行きたいという、まとめたものだというふうに認識しているのですが、欲を言えば、この書き方をもう少し統一していただきたい。これが、各地域ごとのサロンの中で書かれた資料を極力反映したというようならば、ちょっとこれ以上言うことはないのですが、多分、書かれたものを事務局の方で、ある程度解釈されて書いていると思うんですね。どこが気になったのかというと、北部地域だけ、何かやけにピンポイント

トで書いてしまっている。ほかの地域は、皆さんゾーンで分けて、このようにこんなものがある、こんな概要がありますよというのがあるのですが、何か北部だけは、この書きぶりに対してちょっと外れているなというふうに違和感があつてですね、できれば、全市同じようなまとめ方になっていると、ああこの地域にはこんな問題があるんだねというのが、より見やすいかなと思ひまして、ちょっとこれは、サロンの思ひを書かれたからというのでも影響しますけれども、ちょっとそこは、考慮いただけるとよろしいかと思ひます。

以上です。

○須永会長

ありがとうございました。

ただいまの御意見について、事務局から何かございますか。

村岡係長、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

御意見ありがとうございます。

1 点目、都市計画マスタープランに掲載する際には、なるべく誰も見やすいような表現に努めてまいりたいと思ひます。

2 点目に頂いた、個人の提案のところにつきましては、委員おっしゃるとおり、基本的には第4回のサロンで、市民の皆様自由に「方針図の提案」として御記入いただいたとおりに、基本的には掲載しております。この頂いた御意見を参考に、今後、地域別構想の中でも、また方針図の設定をしてまいりますので、その際には、書き方等の統一は図ってまいりたいと思っております。

サロンの「方針図の提案」につきましては、なるべく事務局の手が入らないそのままの資料にした方がいいかなという思ひもありますので、表現は検討してまいりますが、ベースはこのとおりの記載にしていきたいかなと思っております。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。

記録の部分と実際に資料に掲載していくときの体裁というのは、少し違う部分も出てきょうかと思ひますが、その辺は整えていただければと思ひます。

ほか、いかがでしょうか。

では、大貫委員から先に行きます。

○大貫臨時委員

私、内間木地区の方に4回ほどサロンに参加させていただいたのですが、結論から言うと、内間

木地区は、かなり子育ての世代が少ない気がいたしまして、そこの世代の人の参加がほぼないという状況での議論になっています。

なので、内間木地区の課題としては、ここに住んでおられる方も減少傾向にあるというところから、ここの子育て世代、若しくは、その後にどんどん継いでいく世代の人たちが住み続けたいまちというところで議論はしているのですが、直接の意見を伺っているわけではないので、あくまでも仮説ですね。ここのまとめた内容は、もう50代、60代、70代の人たちが仮説としてまとめたものなので、どうかこれだけを信じてということではなくて、あくまでも仮説なので、裏付けを取った上で都市計画マスタープランに反映していただきたいというお話です。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

村岡係長、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

御意見ありがとうございます。

今、大貫委員がおっしゃっていただいたとおりですね、地域の方、本来であれば全体の御意見をサロンで頂ければよかったのですが、必ずしもそうではないというのは認識しておりまして、これから地域別構想の記載をする際には、地域の現況ですとか分析の結果も基に記載していきますので、市民の方に頂いた御意見と、あとは、事実としての分析も混ぜて地域別構想を作ってまいりたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○須永会長

よろしいでしょうか。

では、田辺委員お願いいたします。

○田辺委員

一つは、進め方として、先ほど「まちづくりの5か条」とおっしゃったけれども、「自然・環境」というのは、今までの議論としては、「持続可能」という表現でやっていたところだと思うので、そこの変更が全然説明されていないので、そこはやっぱりちゃんと言ってくださらないと。サロンのときには、「持続可能」でやっていたと思うので。そこら辺の整理の仕方もどうするのかというのもちょっと気になるところです。

あと、これから先、地域ごとのということではありますけれども、サロン、参加者は余り多くはなかったのですが、返していくことをどこかでしないのかという。サロンの参加者にもう一度投げ返

すような形を、この後2回ぐらいの間に議論、それぞれの地区ごとにやるということではあるでしょうけれども、ある程度、素案的なものをまとめた後に、一度お返しをするというようなことをしないのかどうか、進め方の話だと思うのでその点をちょっと確認したいです。

○須永会長

今の御意見いかがですか。

村岡係長、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

御意見有難うございます。

「持続可能」のところにつきましては、補足で説明を付けさせていただきたいと思います。

地域別サロンに参加していただいた市民の方にお配りしている資料の中で、各テーマの説明も各回させていただいておりまして、まちづくりの方針として、「持続可能」の中身として「水とみどりのある朝霞らしい風景を守り」という基本的な方針は、テーマが「自然・環境」というふうに変更になっても変わらないかなと思っておりますので、資料につきましては、「持続可能」でしたということで補足を付けつつ進めてまいりたいかなと思っています。

地域の方、参加していただいた方に一度お返しするというのは、すいません。頂いた御意見を参考に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○須永会長

いかがですか。

○田辺委員

一応、都市計画マスタープランの今日が第8回なのかな、その中で、審議会、ここでこういう形でしたいということで確認を取るという物事の進め方をしていただきたいと。いつの間にか文章の表現が変えられて、もちろん、私もこれは「持続可能」をやめていただきたいと言った口なので、変わったのはいいのですが、ちゃんと変えたということに関して確認を取って進めていただくというのが筋だと思うのでお願いしたいのと。

あと、やっぱり地域ごとに返していただいて、やり取りがないとまずいのではないのかなと。

それからもう一つは、地域ごとの部分に関しては、場合によっては、都市計画マスタープランの本体と切り離して、1年遅れても仕方がないというスタンスで、もう少し中身を充実させていくという考え方もあり得るのではないのかなと。進め方の話をされているので、その部分に関して、あんまり急いで物事を決めようとしても難しい部分があるのではないかな。

特に、例えば都市計画道路だとか、いろんな今、市が進めていることに関して、その地域の皆さ

んがどれだけ御存じだったのかなと。例えば内間木の地域の皆さんが、調整池の話だとか、あるいは、254号の話だとか、あるいは4市の火葬場の話だとか、今、進んでいることも含めて、どの程度共有されて話が進められたのかということがあるので、やっぱり、もう少し時間を掛けながら、この一、二回で一遍にやっつけて作ろうというのは、ちょっと無理があるのではないかなということも含めて、地域に関しては、もう少しじっくりと構えたらどうかという。それは、可能かどうかも含めてね。以前、私、練馬も見っていますが、練馬は別で作っていくかなと、昔の話ですが、そういうのもあるので、ちょっとそれも一つ考慮に入れていただきたいなと思います。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御意見に対して、いかがでしょうか。

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

御意見ありがとうございます。

まず、先ほどのお答えに補足から入ります。

以前、このテーマ別の中で「持続可能」というテーマがあったのですが、こちらにつきまして、今までの議論の中で、内容的には、自然環境にほぼそのものだろうという御意見が多々ございました。もちろん、市民の方々も参加する中でも、市民の方からも同じような意見がやはり出ておりました。

そこで、このテーマというのは、やはり分かりやすくなければいけないというところで、私どもも熟考しまして、皆さんに分かりやすい表現にしたいということで、今まで「持続可能」、次世代へつなぐための持続可能というテーマだったのですが、今回お示しするこのときからですね、「自然・環境」というテーマで進めていきたいということがございますので、こちら本日、この中で承認いただければ、そのまま進めていきたいというふうに考えております。

もう一つ、進め方の中で「地域別構想」というのは、各地域に重要なものになってくると思います。御意見頂いた中で、まずは、私どもも次の審議会で5地域全部やるのかというところで、かなりウエイトが重いものですから、まず、1回増やして、地域を3地域と2地域に分けて御議論をしていただきたいというところで、スケジュールの中では1回増やしたものを、本日提案させていただきました。

その提案の中では、市内全域に関わることと、その地域に特化した内容というところで、今までの地域カルテとして、本日お配りしたのも市民の方々にお配りしていますが、こういった現実のデータを基に、市としてどのような施策が考えられるのか、今まで都市計画マスタープランを、今

まであったものが実現しているのかとか、いや、新しい課題、社会状況の変化でこういう施策も必要だろうというところで、市民の皆様の御意見やアンケート、あとは地域別サロン、そういったものを参考にですね、施策として、まずは御提案していきたいと。そこで、各地域の施策というものをお示ししたいというのが、9回、10回で5地域、まずは、やらせていただきたいと思います。

今、委員の方から御意見が出ましたその中でも、私どもがこういった施策を提案しますというのを地域サロンに出ていただいた方も含めまして、そういった方に御提案したときに、今のような細かいところまでの共通認識がない部分もちろんあるとは思いますが、そういったところで、どのような形で地域の方々に分かっていただけるか、共通認識を持っていいただけるか、そういったものも含めて、ちょっと本日はお答えするのがなかなか難しいので、まずは、このように各地域の施策を御提案する進め方をさせていただきたいというところを御承認いただいた上で、それぞれ、地域のじっくり考えていく手法とかそういったものを、並行してちょっと、まずは、持ち帰って検討させていただければと思いますが、よろしいでしょうかというところです。

○須永会長

分かりました。では、一旦ちょっとほかの委員の皆様から御意見に移りたいと思います。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

兼本委員、お願いします。

○兼本委員

要望になるのですが、今回、まちづくりサロンを複数回参加させていただいた経験から、2点要望いたします。

第1に、せっかくすばらしい会が企画され、多くの市の職員の方々も携わって、ものすごい労力が掛かっている会だと思ひまして、それを踏まえて、やっぱり市民の多くの方々からの参加も是非期待したいというところもあって、圧倒的に告知が弱いかなというのを感じております。なので、次回開催のときは、告知の強化をもう少し頑張っていいただければなと思っております。

2点目が、モデレーターのコントロールの強化をお願いしたいなと思ってます。南部地域の方に私、何回か出たのですが、そのときは感じなかったのですが、全体まとまった会で、ちょっと全体の周りをチラチラ見ていたのですが、サロンによっては、どうしても思い入れの強い方が、長々と話をしてしまっているというケースを見る機会が多くございまして、やっぱりいろんな方が参加されているので、適切に区切っていくというのも重要ななと思ってます。どうしても、職員の方が優しい心の方が多いので、なかなか止めづらいとか遮るというのは難しいかとは思いますが、多くの方のためにも、やはり適切に区切るというのは重要ではないかなと思ひておまして、次回、期待したいと思ひます。

以上です。

○須永会長

ありがとうございました。

ただいまの御意見に対して、事務局の方から御回答ありますか。

村岡係長、お願いいたします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

御意見ありがとうございます。

次回開催の際ですとか、この後市民コメントをするときに、説明会等を行ってまいりたいと思っておりますので、その際には告知、できるだけ力を入れてやっていきたいと思います。

それから、グループワークの進行につきましても、委員おっしゃるとおりですね、できるだけ多くの方から御意見をお聴きするというのは、大変重要だと思いますので、進め方についても、職員と共通認識を持って進めていきたいと思います。御意見ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

寺川委員、お願いします。

○寺川委員

すいません、単純な質問なのですが、資料2の各方面の「方針図の提案」のところの、例えば東部地域のまとめと、内間木地域のまとめにもある大きい緑の矢印は、何を意味しているのか、ちょっと私は分からなかったので教えていただきたいというのが1点と。

あと、本当だとは思いますが、内間木地域の「方針図の提案」のところを見ますと、通所介護施設二つとコンビニが一つ、本当なのでしょうか。本当にこれしかないのかなという、単純に質問です。

以上2点、質問です。

○須永会長

今おっしゃっているのは、地図の凡例の中にドラッグストア、コンビニエンスストア、通所介護施設という印が付いていて、図面の中に落ちているのは二個しかないが、それは本当なのかという御質問ですね。

○寺川委員

1番目の方が、どちらかというとすごく知りたくて、大きい矢印は何でしょうか。内間木地区のところや東部地域のまとめの中央にある大きな矢印は、これは何の矢印かがわからないので単純な

質問です。

○須永会長

おっしゃるとおりだと思います。凡例の中に、この矢印が何を示しているかというのが書いていないですね。

村岡係長、お願いいたします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

内間木地域の緑の矢印、朝霞水門から始まって上に伸びていく矢印につきましては、ウォーキングエリアということで、御自由に方針図に書いていただく中で、荒川の沿道ということでウォーキングエリアとしてお示しいただいているラインといたしますか、ここがウォーキングエリアだよねということで書いていただいているものになります。

東部地域の大きな矢印につきましては、隣に書いてあるのですが、「鉄道を横断した東西の連携強化」ということで、御参加いただいた方にお示しいただいている矢印になりますので、すいません、色が同じになってしまっていて共通のように見えてしまっているのですが。

ごめんなさい。すいません。南北に伸びている、ちょっと黒っぽいような矢印のことですか。それではなく。

○寺川委員

朝霞駅から出ている。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

分かりました。

○寺川委員

これが、内間木と、形と矢印とリンクしないなど。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

すみません、申し訳ないです。

こちらの東部地域の矢印につきましては、「広域ネットワークの形成、都市計画道路の整備」ということで、こちらに岡通線という都市計画道路と駅東通線という都市計画道路があるところを塗っていただいて、広域ネットワークの形成がされるといいよねということで、お示しいただいてまして、すいません、内間木地域と東部地域の矢印の凡例が似てしまっているのですが、特に共通のものではありません。ちょっと紛らわしい表現にならないように、また色ですとか表現については、検討していきたいと思います。

内間木地域の凡例ですね。通所介護施設のところとコンビニエンスストアのところにつきましては、改めて凡例の確認をさせていただきたいと思います。表現については、また再度確認しまし

て、修正が必要でしたら修正させていただきたいと思います。

以上です。

○須永会長

よろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木臨時委員

ちょっと純粋な質問なのですが、詳細版の東部地域の第2回をちょっと見ていただきたいのですが。参加人員のところを見て、たまたまさっき気付いたのですが、これは、お一人でここまでやらということですか、逆に。ちょっとこれは、純粋な質問です。お一人でやられたならすごいなというのがあるのですが、逆に、もしそうだとしたら、ちょっとこれをそのまま出しておく、見られた方が、複数の人間が書いたものというようにミスリードしてしまうかなというのもあって、ちょっとこれをどのようにまとめるかというのは、アイディアがあるわけではないのですが、ちょっとそのところ、いかがでしょうか。

詳細版の1ページ目の第2回のところを見ると、東部地域、お一人となっているんですよ。

○須永会長

村岡係長、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

東部地域の1名の方に御参加いただいたときにつきましては、例えば第2回の右側のマッピングシートのところですか、は、進行の職員もいますので、職員と話しながらマッピング等を行っていただいたところでは。

第3回の開催のときに、前回第2回はこんなことで進めましたということで、ほかに御参加いただいた方に御確認をいただきました。御確認いただいて問題ないということで進めさせていただいたという経緯がございます。

以上です。

○鈴木臨時委員

そこは、そのことをどこかに残しておいていただきたいですね。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

承知しました。

ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

森部委員、お願いします。

○森部委員

一回目の鈴木委員の御質問と重なる部分があるのですが、資料2の地域別構想の進め方の、方針図も含めて言葉の言い回しを整えていただくということだったのですが、その中でちょっと、また主婦目線のお願いというか。例えば東部地域でしたら、方針図のところですが、「既存ストックを活用した都市機能の充実」というのは、今まで勉強させてもらってきたので、空き地とか空き店舗とか農地なのかなと想像が付いたのですが、そのまま使われたいお気持ちは分かるのですが、そのまま書かれると、ちょっと私のようなタイプだと読みづらいというか離脱してしまうかなと思って。出た御意見をそのまま載せるのは、とても良いことだと思うのですが、そういう工夫を例えば西部地域だと「空き店舗や空き地」と書いていただいているので、そういう統一と、あと「アイレベル」というのも、そのまま載せたいお気持ちは分かるのですが、例えば「人の目線に合わせた」とか、そういうカタカナ弱者というか一般のというか、低の低の方のワードに沿っていただくと、より地域のことなので、皆さん食い付いて読んでくれるかなと思ったことと。

もう一点目は、論点がずれてしまうかもしれませんが、資料2が、参考資料2からのものだと思うのですが、ちょっと厚さがもったいないというか、これを例えば現実問題じゃないかもしれませんが、QRコードとかを張ってもらって、10年データがどうかというお話もあると思うのですが、QRコードが載っていると、多分今の方ってすごく見ると思うので、この参考資料、せっかくボリュームもあって良いことが丁寧に書かれているので、何か飛べるといいかなというのが、ちょっと論点がずれるかもしれませんが、でも、QRコードは、視覚的アイキャッチが良いと思うので、そういうのは、より市民の皆さんが見てくれるかなと思ったので、御検討いただければと思います。

○須永会長

ありがとうございます。

村岡係長、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

御意見ありがとうございます。地域別サロンで頂いた御意見につきましては、市民の方の御意向に間違いがないようにといたしますか、変更がないようにですね、修正できるものについては、分かりやすいような表現を検討してまいります。

特に、冊子といたしますか、地域別構想に持ってくる際には、皆さんに分かりやすいような表現に努めてまいりたいと思います。

この地域別サロンの開催報告ですとか、冊子にするときに、どの程度冊子に入れ込んでいくとか、どのような方法で皆さんにお知らせ、公表できるかというのを、また今後検討してまいりますので、その際、QRコードですとか、今頂いた御意見も参考にさせていただきながら、検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。

ほかの御意見、いかがでしょうか。

田辺委員。

○田辺委員

先ほどに関連するのですが、資料2の内間木地域のまとめのところの「方針図の提案」ということで、サロンの方たちの提案というふうに受け止めますけれども、ただ、やっぱり254、国の動き、県の動きだとかに非常に関わる地域になっていて、これ、この緑の矢印は、先ほどの話で行くと254号バイパスではないのですが、都市計画マスタープランのラインでいうと、むしろ254号バイパスを描かなくてははいけないし、黒目川通線といわれるところとの交差の部分、黒目川通線に関しては、生かさなくてはいけなくなっている、国の動きとすると、これはしっかりとつながなくちゃいけないという話に、恐らくなるんだろうなと。そういう部分に関しては、早めにやっぱり地元の方との調整も含めて進めていかないと、今日の都市計画マスタープランの中でやるか、今日ちょうど、黒目川通線の都市計画の変更の提案が出ていると思いますけれども、すなわち、これにつながる路線なので、やっぱりどこかで都市計画道路の全ての未整備の部分に関して、どうするのかということも含めた議論をしておかないとまずいのではないのかなと。そういうことも、ここにちゃんと入れ込んでいかなくてははいけない部分に関しては、地元の説明も含めて、ちゃんとやらないとまずいのではないかなと。その部分は、非常に気になる場所なので、よろしくお願いします。

○須永会長

ありがとうございます。

ただいまの御指摘に対して、事務局の方から御回答ありますか。

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

ありがとうございます。

確かに、本日、サロンの報告ということで方針図の提案、皆さんが描いた絵を忠実にそのまま載せたような形で御報告ということをしていただきました。

今後、地域別構想を策定する際に、その地域の将来像や方針図というのを、いろいろな施策を基に地域ごとの方針図を、市の方で整理させていただきたいと思っています。そういったときには、254号のバイパスほか、都市計画道路のネットワークとか道路網とか、そういったものも落とし込みながらその方針図を、もちろんこの都市計画審議会にお示しすると同時に、先ほど来ちょっと御質問のあった、地域ごとに丁寧な、もっとじっくりとというところと関連があるとは思いますが、いつの時期にどのような示し方ができるかということもですね、一度ちょっと検討させていただければと思っています。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

よろしいですか。

ほか、御意見いかがでしょうか。

では、高橋委員をお願いします。

○高橋（邦）委員

今回、まちづくりサロンを開催するときに、ネーミングが、「サロン」というのは古いのではないとかという話を、私、差し上げたのですが、今回ちょっと参加してみて、非常になじみのある名前かなと思います。もう少しPRがあった方がいいかなと。まちづくりサロンって何をやるのかというところが、まず余り市民としては分からないので、やっぱりPRした方がいいかなと。

結構、運用をするのに大変だったなと思うのですが、当初、2か所で集まってその中で分かれてやりましょうというのが、5か所に分かれて運営されたので。そして、最後にみんな集まってやったと。この運用はすごく良かったなというふうに感じました。

あと、都市計画の中でのまちづくりサロンではなく、毎年はちょっと大変だとしても、二、三年に1回ずつ、市民の交流という観点も含めて、何かまちづくりサロンみたいなものを定期的にやっていくのも一つの手かなと。

今回の企画だとか運用はすごく良かったのですが、残念なのは、やはり参加者が少ない。朝霞市民は、15万人ぐらいいますよね。五つの地域だったら3万人ぐらいいですね。そのうち、4人か5人しか出ていないわけですよ。ですから、これは私たち住民が、もう少し市の、若しくはまちづ

くりだとかそういうものに関心を持って、ある地域、北部だったら北部のある地域だけではなく、やっぱり幾つかの全体を網羅するような人たちが集まって、世代も20代、30代、高齢者も含めて集まるような、そんなものがこの朝霞市の中に、まちづくりサロンというネーミングで構わないのですが、定着していったら何かもっと良いものができるかなと。何も都市計画マスタープランを作るためのものではなく、朝霞市を良くするためには、そんなものが何か検討されてもいいかなというふうに感じました。

ありがとうございました。

○須永会長

ありがとうございます。

いかがですか。

このまま御了承ということで。

村岡係長、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

高橋委員、私、北部地域を担当しておりましたので、全5回、全て参加いただきまして、貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。お褒めの言葉もいただきまして、ありがとうございます。

毎年サロンのようなものを開催すればどうかということもですね、大変貴重な御意見かと思うので、市として検討していくべきことかなとも思いますので、また御意見を持ち帰らせていただきまして、各部署と情報共有しながら進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。

おおむね、よろしいでしょうか。最後に何か御意見等があれば。

よろしいですか。

では、議案第1号については、おおむね意見が出そろったところかと思います。

ちょっと私の方からコメントを差し上げたいと思います。

田辺委員の方からもありましたが、指摘を受けた事項に対しては、しっかりこのように対応したということは御説明いただくのが必要かなというふうに思います。今までの会議ですと、例えば前回以降にこういった対応をしましたという説明であるとか、今回の論点はこういうことかという御説明があったかと思うのですが、本日に関してはそれがなかったので、それについては、適切に御対応いただければと思います。

2点目は、今日頂いた御意見というのは、資料が地域によって少し共通化がなされていないであ

るとか、分かりやすさですとか表現の適切さのところ、元々上がってきた生の情報を今回重視していただいているということかと思うのですが、少し整合性に欠けるというお話だったと思います。

記録としてはこれで良いかと思うのですが、今後の資料の中では、少しここの地域間の整えといったものですとか、表現の統一化であるとか、そういったところを配慮した上で資料の作成をいただければと思います。

それから、3点目が、地域への戻し方や説明の仕方について、御意見を頂いているところで、これは、今日持ち帰られるということですので、市の中で御議論いただいて、どのような形でせいかくのこのような貴重な御意見頂いたものを地域の方に戻すというところとか、それから議論の場ですとか意見交換の場をどのように設定するかとか、こういった辺りを御検討いただければと思います。

議題の第1号につきましては、これぐらいでよろしいですか。

最後、言っておきたいことがもしあれば、お伺いしますが、大丈夫ですか。

では、大貫委員、お願いします。

○大貫臨時委員

ちょっとほかの会議体とか、今、市民コメントというんですかね、そこら辺との関連性をちょっとお伺いしておきたいのですが。

私、緑化推進会議もちょっと参加させていただいて、そこで例えば黒目川の魅力の向上だとか、シンボル化だとか、あとニンジンのブランディングとかそういうのが出ているのですが、少なからずここにも少し関わってくる話なのかなというのと、あと、公共施設のマネジメント実施計画って今回、市民コメントが実施されていますが、そこら辺の情報とのリンクというのは、どういうふうになってくるのかなというのがちょっと知りたいのですが。

○須永会長

いかがですか。

村岡係長、お願いします。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画係長

今検討中の計画につきましても、こちらの方に情報といいますか、中身については集まってきておりますので、それも踏まえまして、今後、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○大貫臨時委員

ありがとうございます。

○須永会長

今回、いろいろ御意見を頂いているので、その中で、今回こちらの方で頂いたものをほかの部署に共有していただいて、ほかの部署で検討されていることは、こちらの方にも反映していただいてというのがうまくできるといいかなと思います。

ありがとうございます。

では、以上をもちまして、「議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について」の審議を終了したいと思います。

臨時委員の方におかれましては、以上で、本日御審議いただく議案は終了となります。ここで御退席いただくこともできますし、傍聴席の隣の方にお席を用意してございますので、御移動いただいてほかの議案ですとか報告事項を傍聴いただくことも可能でございます。

それでは、審議に御参加いただきましてありがとうございました。臨時委員の皆様、どうもありがとうございました。

◎3 議題 議案第2号 朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について

○須永会長

では、議案第2号の方に移ってまいりたいと思います。

続きまして、議案第2号「朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について」でございます。では、事務局の方から御説明をお願いいたします。

戸塚主査、お願いいたします。

○事務局・戸塚まちづくり推進課都市計画係主査

それでは、議案第2号「朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について」、御説明させていただきます。

議案第2号につきましては、埼玉県より、都市計画法第18条第1項に基づき、本市に意見照会があったことから、埼玉県に回答するに当たり、本審議会に諮問させていただき、賛否や御意見を伺うものでございます。具体的な路線につきましては、前回の都市計画審議会において御報告させていただいた朝霞都市計画道路3・4・8号黒目川通線となります。

議案第2号の資料を御覧ください。

今回変更される箇所は、前回御報告させていただいたとおり、資料9枚目、後ろから3枚目となります、「朝霞市5 計画図（No. 4）」と記載されたもの、同じく11枚目、後ろから5枚目となります、「新座市全図 計画図（No. 6）」、こちら付箋を貼らせていただいた、黄色くなっている箇所が変更箇所となります。

具体的には、黒目川通線、保谷朝霞線及び東京小諸バイパスの交差点の交差構造を立体交差に変更することに伴い、一部区間の線形、区域及び延長を変更するもので、変更箇所は新座市域内であり、朝霞市域内で変更はございません。

なお、本年5月9日から5月23日まで縦覧したところ、縦覧者は全部で4人でした。意見書の提出は、ございませんでした。

議案第2号に関する説明は、以上でございます。

○須永会長

ありがとうございました。

ただいま議案の説明が終了いたしましたので、審議に入りたいと思います。

本件につきまして、何か御意見、御質問などございますでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

これは、結局提案の都市計画の変更ということで、図面に関しては、この非常に大雑把な図面だけで、これで通すのですか。もっと細かい現場の図面というものは示さないまま行くんですか。これだと、普通の人は何だか分からないですよ。前回、一応県土整備事務所の方に御説明はいただきましたけれども。

○須永会長

事務局、いかがでしょうか。

戸塚主査、お願いいたします。

○事務局・戸塚まちづくり推進課都市計画係主査

こちらのお配りした資料、少し小さくて見づらいかと思うのですが、縦覧の資料、実際のものは結構大きな地図となっておりまして、もう少し見やすいものではあるのですが、縦覧資料としては、こちらにお示ししているものが全部という形になります。

以上です。

○須永会長

よろしいですかと聴くのもあれですが。

一旦、ちょっとほかの委員の方々からも御意見がもしあれば。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

4人の方から御意見があったということですが、具体的にどういった内容であったのか。当事者というか、当然直接かかわる方があったと思うので、そういう方からの何か異論なりがあったのか

どうかも知わせてお伺いします。

○須永会長

戸塚主査、お願いいたします。

○事務局・戸塚まちづくり推進課都市計画係主査

今回、縦覧者が4人ということで意見書の提出はございませんでした。

以上です。

○須永会長

ほかは、御意見いかがでしょうか。

寺川委員、お願いします。

○寺川委員

本当に申し訳ない質問なのですが、この議案第2号の議論を、今から私たちはするんだと思いますが、素人的には何を議論していいのかなと。すみません、全然分からなくて、私が参加していいのかどうかさえ。

先ほどの議案1号とかは、何か少しでも市民として意見が言えるかなというのが分かるのですが、どうしたらいいのでしょうか。質問です。どちらかというと。

○須永会長

非常に御もつともな御質問だと思います。

この会議の場で、今の資料に基づいてどのような議論ですとか、意見を出していただくことを事務局として期待しているのかについて、少し補足説明をいただいた方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

戸塚主査、お願いいたします。

○事務局・戸塚まちづくり推進課都市計画係主査

すみません。初めにちゃんとお話すれば良かったのですが。

今回、3・4・8号黒目川通線を変更したいよということで、県の方からお話がありまして、こちらですね、お配りさせていただいた資料を基に、ちょっと見づらいなのですが、付箋を貼らせていただいた黄色い箇所、こちらが、形が少し変わって長さが変わりますよ、このことに対して、朝霞市の審議会で何か御意見はありますかということを聴かれています。

以上です。

○須永会長

村沢審議監、お願いします。

○事務局・村沢審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

誠に申し訳ございません。補足させていただきます。

まず、今、担当の方から、この都市計画道路ですが、これから埼玉県の方が、新座の方から都市計画道路の保谷志木線というものを川越街道に向かって作ってくるに当たりまして、川越街道が、今この新座の方から来る都市計画道路と、今度朝霞の方にも向かって、今回議論した254号のバイパスまで黒目川通線というのがあります。都市計画道路。新座の方の都市計画道路と朝霞の黒目川通線が重なるところが、国道254号になります。その国道254号が、立体交差になるという変更がございまして、立体交差になることで、国道の都市計画区域の幅が広がります。上に登る車線と下に下りる車線がありますので、広がります。国道が広がることで、新座から来ている都市計画道路の延長が、今まで国道までだったのが広がりましたので、延長が少し変わります。短くなるということですね。そういった意味の延長の変更になります。

そして、新座の方から来る都市計画道路、更に交通量が推定でかなり多いということで、今の都市計画道路の幅を少し広げます。車線を増やすということで幅が変わります。それは、もちろん新座の都市計画道路です。

では、朝霞の方の、今回この場で、埼玉県の方から市長の方に諮問されている内容はといいますと、朝霞の方の黒目川通線というのが、国道から254号バイパスをつなぐ都市計画道路になります。その都市計画道路の、今、国道254号と立体交差になると言いましたが、その立体交差から、この一部分だけなのですが、幅員が少し今の県道と重なる部分がありますので、ちょっと幅員の構成をその部分だけ変えたいというのが、今回の都市計画の区域の変更になります。

ただ、先ほど説明の中で、朝霞市内の土地は、その変更部分にはないんですね。ただ、都市計画としては、黒目川通線は朝霞都市計画になりますので、朝霞都市計画の一部区域の変更が、新座市内で起きますということで、今回、ちょっと御説明がかなり複雑にはなって、概略化した図面がですね、お示ししていなくて本当に口頭で申し訳ないのですが、その朝霞都市計画黒目川通線の一部変更について、この場でですね、縦覧者は4人いたということなのですが、特に、御意見はなかったということを踏まえまして、朝霞都市計画黒目川通線を一部変更することについて、御審議いただくといえますか、異論があるかないかを、ここでお聴きしたいというところでお諮りしております。

以上です。

○須永会長

都市計画の制度でいうと、このような形の都市計画道路の計画の変更をするということになると、一応この都市計画審議会の皆様御了承を得た上で、問題ないですよというのを市長の方にお返しするというのが、一応、手順として入っているので、今日議論に入っているということになっ

ております。一応、都市計画の案件なのでということですね。

高橋委員、お願いします。

○高橋（邦）委員

今回の資料を見ると、「都市計画道路の変更」と書いてありますよね。変更ということは、少なくとも原案があって変更があるわけですよね。これを見ると、変更がこうなりますということで、原案が何か書いてあるのですか。最終案だけ書かれていて、変更点をどうやって見付けるのかなと。市民の目からすると、分からない。

確か、以前この件で何か立体交差のところの絵が出ていましたよね。あの絵がここにあれば、分かりやすいのでしょうけれど、ただ一表あってこういうふうになりますといったときに、変更点もない、図面もない。これでちょっと問われても何と答えていいのかなと、正にそう思いました。

○須永会長

ありがとうございます。

都市計画審議会に、お二方のような公募委員に入っていただくのは、正にそういうところに意味があると思います。専門的な知識を持っている委員だけで議論すると、どうしても、ある程度目が慣れている部分もあって、これは、はいはいこういうことだねというのは、ついそのままにしがちなのですが、変更箇所がどういう内容の変更になっているのかであるとか、そういったところを丁寧に資料を準備した上で御審議いただいて、その上で、これは問題なかろうという議論をするのが一応筋だと思いますので、貴重な御指摘だと思います。ありがとうございます。

○ 高橋（邦）委員

そうゆう資料は、そんなに要らないです。

○須永会長

そうですね、これは縦覧に出している資料をそのまま入れていらっしゃいますよね。

○事務局・戸塚まちづくり推進課都市計画係主査

はい。

○須永会長

ということなので、何となく都市計画の流儀でいうと、こういう図面を出して皆さんに見ていただくにはなっているのですが、それをもって議論するのに十分な資料になっているかどうかというのは、それはちょっと別の話なので、こういった議論をするときには、立体交差の場所がどこで、形がこうなっているというのを少し拡大したようなものも含めて、イメージが取れるような資料を準備していただけると良いのかなというふうに思います。

今回の議題については、ここから何か足してくれということではないのですが、このような案件、都市計画審議会では幾つもの後も審議していくことになるかと思うので、その際は、今の貴重な御意見を踏まえた形で、資料の方の準備を少し丁寧に、市民公募委員の方にも分かっていたような形で資料の準備をしていただければと思います。

一応これ、どうしましょう。田中委員の方から少し補足いただく内容はありますか。前回、お話をいただいたのでよろしいですかね。

○田中委員

本日出す資料を私の方で見させていただいたときに、確かにこの図面だけだと、行政側は見慣れてしまっているもので、確かにちょっと分かりづらいかかと、ちょっと今すいません、反省しています。実際、CGで作った3Dの図面とか、横断図とか平面図とか、もうちょっと拡大した資料も作ってはあるので、それを参考資料で付けさせていただいて見ていただいた方が、もっと分かりやすかったかなと思っています。

以後、県道を変更するときは、ちゃんといろいろ提供して分かりやすい説明をするようにちょっと頑張りたいと思います。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

こういった形で、例えば県と市が連携して進めていくような案件もあろうかと思えますし、その際に非常に丁寧な説明資料を作られていらっしゃるかと思うので、その辺りのところをうまく活用した形で、審議の方に、資料に盛り込んでいただけると有り難いかなというふうに思います。

駒牧委員、お願いいたします。

○駒牧委員

まず1点目に、この計画の図は、いつ出来上がる計画なのかということと、朝霞市も結構隣接している場所で、交通量が多くなるということで騒音を心配する声とかがないのかということと、新座の方でそういう騒音を心配する声が、今現在あるのかということをお聴きしたいなと思います。

○須永会長

ありがとうございます。

今、いつできるのかというのは、その道路が実際に形としてできるのがいつのタイミングを想定されているかというお話ですかね。

これ、どうしましょう。どちらからお答えいただきます。

では、すみません。田中委員、お願いします。

○田中委員

すみません。ちょっとはっきり何年と申し上げたいところなのですが、未定です。

前回のときも、ちょっとお話をしたのですが、今、南の方からどんどんやって行っていますので、その進捗を見ながらですね。実際に完成の年次が見えたときには、多分、お示しはすぐにはな
ると思うのですが、現在のところ未定ということになっています。

あと騒音の話ですが、今の段階で、騒音・振動が心配だというお声は、事務所の方には届いておりません。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、御質問、御意見等ございますでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今日、この意見が出ただけで終わりの形なのか、それとも何か了承という形をとるのかということ。了承をとるという形であるならば、付帯でちょっと申し上げたいなど。付帯意見というような形ができないかなということですが、すけれども。

○須永会長

なるほど、分かりました。これについては、付帯意見というところについては、少し事務局の方と御相談しながらということで進めてまいりたいと思います。

どうしましょう、一旦休憩を挟みますか。

では、一旦休憩をさせていただいて、事務局と今の件の御相談を。

(暫時休憩)

○須永会長

それでは、休会を解きたいと思います。

ただいま、田辺委員から御質問いただいた内容につきましては、今日のこの会議としては、一応諮問に対するお答えをするということになります。付帯意見としていただく部分につきましては、市長の方に確実にお伝えをするということで、付帯意見として承るということをしていただいております。

では、ほかの方々の御意見ですとか、御質問はほかにございますでしょうか。

よろしいですかね。おおむね出たかと思しますので、本議案については、賛成か反対かの委員の

皆様のお考えをお伺いする形と。

○田辺委員

付帯意見、市長にとおっしゃいましたけれども、できれば県の方へ上げていただく付帯という考えなのですが。

○須永会長

市長にまず上げて、市長の方から県の方にお伝えいただくという流れになろうかと思います。ですので、県の方にお伝えするという事で承りたいと思います。

議案については、賛成か反対かでお伺いをしたいと思います。

これは、通例ですとどのようにされていますか。挙手か何かでやっていますか。

異議がなければ、よろしいですか。

では、本件の「議案第2号 朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について」、御異議のある方、挙手にてお知らせいただければと思います。

よろしいですか。御異議はないということでございますので、審議会としては、原案のとおり決するということにさせていただきたいと思います。

なお、付帯意見を頂くということになってございますが、こちらについては、後ほど詳細をお伺いした上で、市長から県の方にお伝えするという形で進めてまいりたいと思います。

よろしいですか。

それでは、本件については、原案のとおり決しますということで、「議案第2号 朝霞都市計画道路黒目川通線の都市計画変更について」を終了したいと思います。

これは、どうしましょう。この場でおっしゃっていただきますか。

では、この場でお願いいたします。

○田辺委員

私の考えということで申し上げたいのですが、これから起点ということでいうと、現実には道路がある場所、この黒目川通線は、朝霞だと日建総業がある道路が既にできている唯一のところだと思うんですね。あとは、今の榎木ガードのところ、それで新座と都道のいわゆる伏見通りというところで結ぶという形になると思うので、朝霞側からすると秋ヶ瀬橋まで引っ張っていくということだと思うんですね。

その部分に関しては、そういう意味では、国の全体の流れの中でなかなか止めるということは難しいかなというふうにも思うので、今日もここの部分のこれが一応了承という形になったということも合わせて、やはり朝霞の部分に関しての、例えば今の榎木ガードから山下通りの方というのは、もう完全に傾斜地をどうつないでいくのかという大きな課題がありますし、それから山下通り

の、もうちょっと川沿いを走っていく形で、それが日建総業の前のところまで結んでいくという形になるに当たっては、東武東上線をくぐらなければならないということがあるので、私は、その部分に関しては、今ある山下通りを極力有効利用した方がいいと思いますし、あと、日建総業がある、もう既にできている道路から先の部分に関して、浜崎の方から第五中学校の横を通る形をとりますけれども、第五中学校までの間というのは、やっぱり住宅地がありますから、できれば、なるべくそこをう回するような路線に変更するようなことを考えないと。現実には、なかなかこれ10年、20年で片が付くかどうかとも分からない、非常にいろんな問題が起こると思うんですね。そういう意味で、なるべく地元の意向を尊重するということもそうですし、現状、非常に難しい部分に関しては、地元の、都市計画審議会も含めてですけれども、いろいろな皆さんの声を集めて、もう少し微妙な変更を可能な形にさせていただきたいと。

今まで、都市計画道路の変更というのは、ほとんど何度言っても、地元の都市計画審議会で議論してもなかなかそれが実現しない部分があったので、もう少し地元の意向を反映するような形で、きめ細かな変更を了承していただきたいと。こんな長々と言いましたけど、そこをうまくまとめていただいて、文章をまとめていただけないかなと。地元の意向を十分くみ取って、県、国の変更をかなうようにしていただきたいとお願いしたいなと。

○須永会長

ありがとうございました。

今、田辺委員の方から付帯意見ということで御意見を賜りましたので、これについては、事務局の方で整理していただいた上で、しかるべきところに御報告、御説明をしていただければと思います。よろしいですか。

ほかの皆様で、もし付帯意見がございましたら、併せてお伺いしたいかと思いますが。

よろしいですかね。この場では、ちょっとないようですので、本件については、ここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

◎3 議題 議案第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）

○須永会長

それでは、続きまして「議案第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」の御説明をお願いいたします。

間淵主査、お願いいたします。

○事務局・間淵みどり公園課みどり公園係主査

それでは、「議案第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、概要を説明いたします。

本議案は、これまでの都市計画審議会の報告事項で御報告させていただきました、生産緑地地区の買取申出及び用地買収による変更に関するものです。

お配りしている資料は、議案資料として、都市計画変更図書が1ページから5ページ。その補足資料としまして、参考資料、6ページから12ページとなっております。

まず、議案資料から説明いたします。これらは、都市計画法第14条第1項の規定による資料となります。

議案資料の1ページ目を御覧ください。

こちらは、計画書となりまして、面積や区域の変更が2地区、廃止が2地区の計4地区でございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

こちらは、理由書になります。この理由書は、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧の理由書で、変更の必要性としましては、214号は、公共施設等の設置のため、その他の地区は、買取申出による行為制限が解除されたためでございます。

続きまして、3ページ目、A3の大きいものですが、こちらが総括図になります。

続きまして、次のページ、4ページ目。こちらは、計画図となり、変更後の図面となります。

続きまして、5ページ目ですが、詳細な位置の方をこちらの方に示させていただいております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。

こちらは、今回の変更を予定している箇所の一覧でございます。4地区の増減の面積は、約3,272平方メートル減少となり、変更後の市内全体の地区数は、2地区減少の212地区、面積は、約64.2ヘクタールから約0.32ヘクタール減少し、63.88ヘクタールとなります。

次に、7ページを御覧ください。

ここから11ページまでは、各地区の概要を示しております。全て、過去の審議会で報告したものになります。

概要図の青色の矢印は、現況写真の撮影位置と方向を示しており、黄色に塗り潰した区域が、今回削除する部分となります。

続きまして、そのまま7ページを御覧ください。

根岸台2丁目の第214号生産緑地地区の概要でございます。

こちらは、道路拡幅計画に基づき、生産緑地に道路整備をしたものになります。整備が完了し、公共施設の敷地の用に供されたため解除となります。

続きまして、8ページ目を御覧ください。

根岸台7丁目の第225号生産緑地地区の概要でございます。

主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。これに対し市は、第225号生産緑地地区は、向原公園の誘致距離内にあるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者の方に通知いたしました。

また、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、買取りの希望はない旨、回答がありました。

続きまして、10ページ目を御覧ください。

根岸台7丁目の第228号生産緑地地区の概要でございます。

案内図の①の部分につきまして、主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。

こちらにつきましては、1,000平方メートル未満であることと、水久保公園が誘致距離内にあること、また、ほかの公共施設としての利用が予定されていないことから、買い取らない旨、地権者に通知いたしました。

また、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、買取りの希望はない旨、回答がありました。

次に、案内図の②につきましては、第229号の買取申出により、それによって残った生産緑地の地区の面積が225平方メートルで、単独で1地区として有することができる300平方メートルを下回ってしまっているため、この228号に追加するものになります。

続きまして、11ページを御覧ください。

根岸台7丁目、第229号生産緑地地区の概要でございます。

案内図の①の部分につきまして、主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。

こちらにつきましては、水久保公園の誘致距離内にあること、また、ほかの公共施設として利用する予定がないことから、買い取らない旨、地権者に通知いたしました。

また、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、買取りの希望はない旨、回答がありました。

次に、案内図の②につきましては、先ほど228号で御説明した部分で、単独で1区で有することができないため、229号生産緑地を廃止し、228号に統合するものです。

続きまして、12ページを御覧ください。

こちらは、生産緑地地区の変更に関する経緯の概要でございます。

生産緑地地区の変更について、令和7年5月22日に埼玉県知事へ協議を申し出て、6月10日付けで異存がない旨の回答を頂きました。

変更案の縦覧は、6月16日に案の縦覧をする旨、告示をして、翌日の6月17日から30日ま

での2週間、案の縦覧に供しました。なお、案の縦覧は、市の広報、ホームページで周知をしています。縦覧の結果ですが、縦覧者は0人で行っていました。

今後の予定ですが、本日の都市計画審議会での審議を経て、都市計画変更の告示を行う予定です。

以上で、「議案第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」の説明を終了いたします。

○須永会長

ありがとうございました。

ただいま、議案第3号に関する御説明が終了しましたので、これより審議に入りたいと思います。

本件につきまして、御意見、御質問などございますでしょうか。

深澤課長、お願いします。

○事務局・深澤道路整備課長

道路整備課でございますが、今の御説明を補足させていただきます。

資料の11ページになります第229号生産緑地地区でございますが、こちらにつきましては、接道している部分、図面の①という水久保公園の隣の敷地が対象でございますが、接道している部分の道路が、朝霞市道30号線というところでございまして、地区施設道路に位置付けられているものでございます。

結論としましては、この買取申出があったということについて、道路整備課の方で買取申出をさせていただき、現状約4メートルで、2メートル拡幅するという形で、面積が58.18平方メートルの用地を買収させていただくということで、今現在は、土地の契約まで終わっているという状況でございます。今後は、そこの道にまだ残っている擁壁ですとか電柱とかがございますので、そうしたものを移設した後、正式に所有権移転等になってまいります。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

今の追加の御説明も踏まえた上で、御質問、御意見等ございますでしょうか。

駒牧委員、お願いします。

○駒牧委員

前回も、もしかしたら質問したかもしれないのですが、この買い取った後の道路の幅員の予定は、どれぐらいになりますか。

深澤課長、お願いします。

○事務局・深澤道路整備課長

今の箇所でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、まず既存が4メートルの道路、4メートルの幅員なのですが、2メートル拡幅いたしまして、6メートルになるというところでございます。

以上です。

○須永会長

駒牧委員、お願いします。

○駒牧委員

ここは、見通しがとても悪い、ちょっと変わったカーブで見通しが悪くて、カーブミラーを何度もお願いしに行ったのですが、付かないということなので、大変よかったと思います。

よろしくお願いいたします。

○須永会長

ほか、いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

全体のことで、今回の変更で、3, 272平方メートル減少という形でね。

確認したいのは、最低、下限の生産緑地の面積、先ほどの話だと300ですか今。これは、全部廃止するという形を取れないのかどうか。そういうところもあるのではないかなというふうに思うので、下限ですね。

それから、相続の納税猶予制度、その適用の内容は今どうなっていて、それも、要件の拡大というのをやっている自治体もあると思うのですが、そこら辺が、どの程度融通が利くものなのか、自治体単位でできることがあるのかどうかという。

農地がどんどんなくなっていることに関して、極力それを残すという、市の全体の方向性としては、それはあるはずなので、そういったときに、もちろん市街化区域内の生産緑地に関しては、ある程度市街化されることも前提であることは分かるのですが、それにしても極力、農地として残せるものであれば残していただきたいという、その視点でいったときのことなのですが、確認したいです。

○須永会長

ありがとうございます。

ただいまの御質問について、事務局の方から御回答でございますでしょうか。

伊藤主事、よろしくお願いいたします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

まず、初めの面積要件の話ですが、１１ページを御覧になって、今回でいうと２２８号の①番が削除された場合、残った２２８号の②番が、今回３００平方メートルを下回っているということで、基本的に３００平方メートルを下回った場合は、単独での面積要件を欠いているので、仮にこの下の２２９号がなかった場合は、②番の箇所も面積を下回ってしまうため、生産緑地が解除になるのですが、今回の場合、２２９号はあり、それと一体としてみなすことが可能だということで、②番を２２９号に追加するという形になっております。

○田辺委員

下限を割っていないかということですか。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

下限につきましては、生産緑地法で定められておりますので、朝霞市としてそれを下回るという決定はできないものと考えております。

○田辺委員

ちょっと調べてもらえますか。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

こちらでも調べてさせていただきます。

納税猶予の話につきましては、納税猶予の緩和につきましては、市としては、申し訳ありませんが把握していないので、詳しいことについては、ちょっと税務署に、場合によっては確認させていただこうと考えております。

○田辺委員

要件とか、今分かることは。

○事務局・伊藤みどり公園課都市みどり公園係主事

申し訳ないのですが、詳しいことについては把握しておりません。

○須永会長

納税猶予の制度自体は、市の中には適用されていらっしゃるでしょうか。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

適用しております。

○須永会長

それであれば、その納税猶予の適用条件について整理していただいて、委員の方に御説明を後日いただくのが適切かと思います。

ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

7ページの根岸台2丁目に関しては、かつてこの奥の方の道路の買取りですけど、これは区画道路で、地区計画の中の区画道路の予定地だと思うのですが、これは順調に進んで、道路ができるという見込みがあるのかどうか、その点を確認。今、どこまで。

○須永会長

深澤課長、お願いします。

○事務局・深澤道路整備課長

今の御質問いただいた道路ですが、市道747号線というところになりまして、残りが1地権者になりまして、ただ、交渉的なものではなかなかうまく進んでいないところで、今のところ1地権者残っている状況で今は止まっている状況で、今後、引き続きまた、粘り強く交渉していかなければいけないものと考えてございます。

以上です。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

地区計画の中の区画道路で、予定地だったなというのはあるのですが、わざわざここを買い取らなくても開発の過程でという話ではないんですかね、市の側で買い取らなくてはいけない、急いで買い取らなくちゃいけないところなのかどうか。押さえておかなければいけないということなのか、そこら辺。買取りではなく、開発に伴って提供いただくということも有り得るところではないのかなと思うのですが。

○須永会長

深澤課長、お願いします。

○事務局・深澤道路整備課長

ケースとしては、考えられるかと思うのですが、現状として地権者の方と今、そういうなかなか交渉できる状況ではないので、今後、そういう状況になっていけば、開発の中でということもお話をしていくことも可能かなというふうに思いますが、現状は、そういう状況でございます。

○須永会長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほか、御意見ございますか。大丈夫ですか。

私の方から、ちょっと1件ではお伺いしたいのですが、先ほど、事務局の説明に加えて深澤課長の方から追加の御説明がありましたけれども、その追加の御説明は、今回提示していただいている書類の変更の必要性のない追加説明なのか、若しくは、該当の11ページのところを修正する必要があるものなのか、そこを一応確認させてください。

伊藤主事お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

先ほど、深澤から御説明があった場所につきましては、11ページの矢印、ちょっと11ページの水色の矢印の下の方、ちょうど矢印で示されている部分の一部を道路用地として買収したという話だったのですが、削除する区域に変更はないため、特に、都市計画の書類を修正する必要はございません。

○須永会長

分かりました。ありがとうございます。

地区の廃止ということなので、問題ないということですね。はい、承知しました。

では、ほかに御意見などないようございしましたら、質疑の方を終了したいと思います。

本件、議案事項ですので、これより議案について採決をいたします。

「議案第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」につきましては、原案のとおり決することに御異議はございませんでしょうか。

（異議なし、の声）

異議なしの御発声いただきました。

よって、議案第3号につきましては、原案のとおり決しました。

それでは、以上をもちまして、「議案第3号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」を終了いたします。

◎4 その他（報告事項）

報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）

○須永会長

続きまして、次第の4番目、「その他（報告事項）」として1件の御報告事項があります。

事務局の方から、「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」の御説明をお願いいたします。

間淵主査、お願いいたします。

○事務局・間淵みどり公園課みどり公園係主査

それでは、報告事項第1号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更（経過報告）」について御報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。

現在手続を進めております、第162号生産緑地地区の買取申出による変更に関するものです。

赤枠が生産緑地地区の区域を示し、緑色が今回買取申出があった場所になります。

農業の主たる従事者の死亡により、令和7年5月16日付けで生産緑地地区の買取申出がございました。これに対し市は、面積が1,000平方メートル未満であるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨、地権者に通知いたしました。

次に、令和7年6月5日付けで農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りあっせんを依頼し、現在、回答待ちとなっております。

今後の予定といたしましては、あっせんの希望がない場合は、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の廃止をすることになります。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

現在手続を進めております、第201号生産緑地地区の買取申出による変更に関するものです。

赤枠が生産緑地地区の区域を示し、緑色が今回買取申出があった場所になります。

農業の主たる従事者の故障により、令和7年5月30日付けで生産緑地地区の買取申出がございました。これに対し市は、みやど公園から250メートル以内の範囲にあること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨、地権者に通知いたしました。

次に、令和7年7月1日付けで農業委員会に農業従事者の生産緑地地区買取りのあっせんを依頼し、現在、回答待ちとなっております。

今後の予定といたしましては、あっせんの希望がない場合は、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の廃止をすることになります。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

現在手続を進めております、第222号生産緑地地区の買取申出による変更に関するものです。

赤枠が生産緑地地区の区域を示し、緑色が今回買取申出があった場所になります。

農業の主たる従事者の死亡により、令和7年5月16日付けで生産緑地地区の買取申出がございました。これに対し市は、申請地から250メートル範囲内に向原公園があること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨、地権者に通知いたしました。

次に、令和7年6月5日付けで農業委員会に農業従事者の生産緑地地区買取りのあっせんを依頼し、現在、回答待ちとなっております。

今後の予定といたしましては、あっせんの希望がない場合は、生産緑地法第14条の規定に基づ

き、生産緑地地区内における行為の制限が解除され、生産緑地地区の廃止をすることになります。

以上で、「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」報告を終わらせていただきます。

○須永会長

ありがとうございました。

本件につきましては、報告事項でございます。

ただいま事務局から報告がありましたが、この件について聴いておきたいことなどがあれば、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ちょっと教えていただきたいのですが、全体の生産緑地に関して、農業従事者がどんどん減っていくということで、朝霞では1年単位ぐらいで見たときに、全体で何%ぐらい減少しているのかは、分かりますでしょうか。

○須永会長

伊藤主事、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

今のお話でいうと、生産緑地だけではなく、朝霞市内の農地ということで、まずお間違いないでしょうか。

○大橋委員

まあ、そうです。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

となりますと、ちょっと申し訳ないのですが、こちらでは生産緑地の面積のみ把握している状態なので、今はちょっと資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○大橋委員

生産緑地だったら、分かりますでしょうか。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

生産緑地になりますと、多分、先ほどの議案の資料の6ページですね。

面積でいうと、前回の変更が3月だったと思いますので、そのときから比べて、面積でいうと約0.4ヘクタールなので、4,000平方メートル程度減少しております。

○大橋委員

年間は、分らないですか。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

年間については、今はごめんなさい、資料を持ち合わせておりません。申し訳ないです。

○大橋委員

ありがとうございます。

緑化推進会議の方でも、農業用地がどんどん減っているというのが問題に挙がっていたようなので、その辺、朝霞市として、今後長期的に見てどういうふうにしていくかというのを、今日ではなくても、この会とかでそういうことを長期的に決めていった方がいいかなとちょっと思いましたので。

○須永会長

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

今、委員がおっしゃった関連で、庁内に対しての働き掛けというか問い掛けで、産業振興課の方、農業委員会はもちろんなのですが、農業委員会ではなくて、いわゆる市民農園としてという、そういったところまでは話は行っているということでもいいのかを確認したい。

あともう一つは、宮戸2丁目の部分、この地図ですが、実際の現道、写真を見てもそうですが、市道認定されて道路があるわけですね。だけど、地図自体はまだ古くて道路がない。これ、認定されているからには、やっぱり道路のある地図を使っていたきたいなとお願いしたいのですが。

○須永会長

伊藤主事、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

地図につきましては、大変失礼しました。最新のものを使うよう、今後いたします。

あと、市民農園への働き掛けという点につきまして、御報告した2ページの生産緑地につきまして、一応故障認定をして、今回、買取申出が出てきたという内容になるのですが、一応、農業委員会の方に市民農園としての活用を働き掛けるよう、みどり公園課として依頼させていただいたところではあるのですが、実現しなかったという現状でございます。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。

ほか、御意見いかがでしょうか。御質問等。

田原委員、お願いします。

○田原委員

２ページの今御指摘のあった宮戸の方の土地の買取申出ですけれども、ほかの買取申出は、死亡が原因ということで、相続に伴うものかなというふうに思うのですが、故障ということで、分かる範囲で背景を教えていただければと思います。

先ほど話題に出た、農地を相続した場合の、相続税の猶予制度の中で、…は受けているのだけでも、故障も含めて確か営農ができなくなった場合は、どかっと課税されるみたいな話を聞いたことがあるので、そういう影響で何かこういう、一部だけの買取申出があるのか。通常考えたら、故障で営農できなくなるのであれば、ほかのこの、今の表示されているところの全体はどうなるのかなというようなこともあるので、その辺をちょっと教えていただけると有り難いと思います。

○須永会長

伊藤主事、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

委員のおっしゃるとおり、この故障で生産緑地が今後解除になった場合は、今まで納税猶予を受けていた分、遡って支払う義務が生じます。今回のケースに関して言えば、納税猶予は受けていない場所ではありました。

２０１号のほかの生産緑地につきましては、主たる農業従事者が別の方ですので、解除はしないです。

以上です。

○須永会長

ありがとうございました。

ほか、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして「報告事項第１号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」を終了したいと思います。

本日の内容は、以上となります。

最後に、事務局の方から連絡事項等ございますでしょうか。

ないということですので、本日の議事は全て済みしましたので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

◎５ 閉会

○事務局・大里まちづくり推進課都市計画係主事

それでは、以上をもちまして、令和 7 年度第 2 回朝霞市都市計画審議会を閉会いたします。
議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。